

公益社団法人 畜産技術協会 日本めん羊登録規程

細 則

(平成26年3月24日)

公益社団法人 畜産技術協会



# 目 次

1. 目 的	1
2. 登録する品種	2
3. 審査標準	3
1) サフォーク種	3
2) サウスダウン種	4
3) ロムニマーシュ種	5
4) 日本コリゲール種	6
5) テクセル種	7
6) ポールドーセット種	8
4. 様 式	9
1) 別記様式第1号 (めん羊登録申込書) (第7条)	10
2) 別紙様式第2号 (めん羊種付・人工授精証明書) (第7条)	11
3) 別記様式第3号(表面) (めん羊登録簿) (第9条)	12
・別記様式第3号(裏面) (めん羊登録簿) (第9条)	13
4) 別記様式第4号 ひな形 (予備登録証明書) (第10条)	14
5) 別記様式第5号 ひな形 (血統登録証明書) (第10条)	15
6) 別記様式第6号 ひな形 (種めん羊登録証明書) (第10条)	16
7) 別記様式第7号 (登録めん羊所有権移転証明申込書) (第11条)	17
8) 別記様式第8号 (登録証明書(耳標)再交付(書換)申込書) (第12条)	18
9) 別記様式第9号 (異 動 届) (第13条)	19
10) 別記様式第10号 (登録証明書(耳標)更正及び再交付申込書) (第14条)	20
11) 登録に用いる符号及び耳標の表示法 (別記様式第11号) (第10条)	21
5. 耳標ひな形 (別記ひな形第1～3号) (第10条)	22
6. めん羊登録審査委員設置要領	23
7. めん羊登録審査委員執務心得	24
8. 種めん羊審査心得	26
9. めん羊体尺測定要領	28
10. めん羊登録用耳標及び証明書用紙取扱要領 ・別記様式 羊一1～3	29 30・31・32
11. 人工授精による産子の登録要領	33

12. 受精卵移植による子めん羊の登録上の取扱要領	34
・別記様式	35
13. めん羊登録業務委託要領	36
14. めん羊登録業務委契約書	38

# 公益社団法人 畜産技術協会 日本めん羊登録規程細則

平成26年3月24日 制定

## 1. 目的

この公益社団法人畜産技術協会日本めん羊登録規程細則（以下「細則」という。）は、公益社団法人畜産技術協会の日本めん羊登録規程（以下「登録規程」という。）に定めるものの他、めん羊の登録に関し必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

## 2. 登録する品種

登録する品種は以下の通りとする。

登録耳標に用いる品種の記号は、カッコ内の文字を用いるものとする。

- 1) サフォーク種 (SF)
- 2) サウスダウン種 (SD)
- 3) ロムニマーシュ種 (RM)
- 4) ボーダーレスター種 (BL)
- 5) 日本コリデール種 (CO)
- 6) テクセル種 (TX)
- 7) ポールドーセット種 (PD)
- 8) チェビオット種 (CB)
- 9) ホワイトサフォーク種 (WS)
- 10) マンクス・ロフタン種 (ML)
- 11) フライスランド種 (FL)
- 12) その他本会が適当と認める品種

### 3. 審査標準

#### (1) サフォーク種の審査標準

部 位	評点	説 明
一般的特徴	20	大型で、発育のよいもの。 体軀は幅広く、長く、深く、充実して締り、各部の均称がよく、かつ、移行のよいもの。 体質強健で、活気があり、歩様確実なもの。 皮膚は柔らかくなめらかで、弾力に富み、色のよいもの。
頭部・頸	10	頭は広く両耳間が弓なりのもの。 顔は輪郭鮮明で、やや長く、黒色短毛でおおわれているもの。 鼻梁は広く、鼻孔は大きく、頬は豊かで顎張りはよく、口は大きくて締りのよいもの。 眼はいきいきとし、耳の付着よいもの。 頸は強く、締りのよいもの。
前 軀	10	肩は広く、付着よく、背と水平で肉付きよく、丸みを帯びているもの。 胸は広く、深く、胸前の充実したもの。
中 軀	15	背腰は長く、広く、水平で肉付きのよいもの。 肋はよく張り、腹は豊かでゆるくなく、臍はよく充実して、体下線は、背線とほぼ平行なもの。
後 軀	20	尻は長く、広く、肉付きよく、尾根部へ水平に移行するもの。 腿は肉付きよく、下腿まで充実し、特に内腿は厚く豊かなもの。
乳 器	5	乳房は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳とは大きすぎず、位置が正しいもの。
肢 蹄	10	四肢はやや長く、肢間が広く、まっすぐに立ち、強健で、黒色短毛でおおわれて、繋ぎは弾力に富み、蹄は黒色で緻密なもの。
羊 毛	10	羊毛は頬及び後頭部の後端から膝及び飛節までの全体をおおい、品種特有の繊度と長さを備え、部位による差が少なく、均等に密生し、色沢よく、弾力があり、適度の毛脂を有するもの。 クリンプは均斉鮮明なもの。
計	100	
◎失格事項		◎減点事項
1 有 角		1 角 痕
2 著しい異色毛		2 異色刺毛
3 奇 形		3 不良羊毛
注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要のある事項であり、当該事項の記載された部位の評点から減点しない事項をいうものとする。		

## (2) サウスタウン種の審査標準

部 位	評点	説 明
一般的特徴	20	地びくで、発育のよいもの。 体躯は幅広く、長く、深く、締まり、各部の均称がよく、かつ、かつ、移行のよいもの。 体質強健で、活気があり、歩様確実なもの。 皮膚は柔らかくなめらかで、弾力に富み、色のよいもの。
頭部・頸	10	頭は広く両耳間が水平なもの。 顔は輪郭鮮明で短く、一様に鼠色又は淡い褐色の短毛でおおわれ、下顎の色は淡いもの。 鼻梁は長すぎず、口は大きくて締りのよいもの。 眼は大きく、いきいきとし、耳はむしろ小さく、短毛でおおわれているもの。 頸は強く、締りのよいもの。
前 軀	10	肩は付着よく、背と水平なもの。 胸は広く、深いもの。
中 軀	15	背腰は広く、水平なもの。 肋はよく張り、腹は豊かでゆるくなく、臍はよく充実して、体下線は、背線とほぼ平行なもの。
後 軀	20	尻は長く、広く、尾根部へ水平に移行し、方形なもの。 腿は肉付きよく、下腿まで充実し、内腿は厚く豊かなもの。
乳 器	5	乳房は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳頭は大きすぎず、位置が正しいもの。
肢 蹄	10	四肢は短く、肢間が広く、まっすぐに立ち、毛色は顔とほぼ同色で、繋ぎは弾力に富み、蹄は緻密なもの。
羊 毛	10	羊毛は頬及び額から膝及び飛節までの体全体をおおい、眼の周囲及び鼻梁にはないもの。 また、品種特有の繊度と長さを備え、部位による差が少なく、均等に密生し、色沢よく、弾力あり、適度の毛脂を有するもの。 クリンプは均斉鮮明なもの。
計	100	
◎失格事項		◎減点事項
1 有 角		1 角 痕
2 著しい異色毛		2 異色刺毛
3 青みがかかった皮膚		3 不良羊毛
4 顔、耳、四肢の斑紋		
5 奇 形		
注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要のある事項であり、当該事項の記載された部位の標点から減点しない事項をいうものとする。		



### (3) ロムニマーシュ種の審査標準

部 位	評点	説 明
一般的特徴	20	地びくで、発育のよいもの。 体軀は幅広く、長く、深く、充実して、締り、各部の均称がよく、かつ移行のよいもの。 体質強健で、活気があり、歩様確実なもの。 皮膚は柔らかくなめらかで、弾力に富み、色のよいもの。
頭部・頸	10	頭は幅広く、両耳間が水平で羊毛のかぶりのよいもの。 顔は広く、白色羊毛でおおわれている。 顎の色は淡いもの。 鼻端は黒く、口は大きくて、締りのよいもの。 眼はいきいきとし、両目の間は広く耳の付着のよいもの。 頸は強く、締りのよいもの。
前 駆	10	肩は広く、背と水平で肉付きよく、円みを帯びているもの。 胸は広く、深く、胸前の充実しているもの。
中 駆	15	背腰は広く、水平で、肉付きのよいもの。 肋はよく張り、腹は豊かでゆるくなく、臓はよく充実したもの。
後 駆	20	尻は長く、広く、尾根部へ水平に移行するもの。 腿は肉付きよく、下腿まで充実し、股間が広くアーチ型のもの。
乳 器	5	乳房は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳頭は大きすぎず、位置が正しいもの。
肢 蹄	10	四肢は太く、肢間が広く、まっすぐに立ち、白色の毛でおおわれ、繋ぎは弾力に富み、蹄は緻密なもの。
羊 毛	10	羊毛は体全体をおおい、品種特有の繊度と長さを備え、部位による差が少なく、均等に密生し、白く、光沢よく、弾力があり、適度の毛脂を有するもの。 クリンプは均斉鮮明なもの。
計	100	
◎失格事項		◎減点事項
1 有 角		1 角 痕
2 著しい異色毛		2 異色刺毛
3 顔、耳、四肢の斑紋		3 不良羊毛
4 奇 形		
注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要がある事項であり、当該事項の記載された部位の標点から減点しない事項をいうものとする。		

#### (4) 日本コリデール種の審査標準

部 位	評点	説 明
一般的特徴	20	<p>体積に富み、発育のよいもの。</p> <p>体躯は幅広く、長く、深く、おおむね長方形を呈し、充実して、締りまり、各部位の均称がよく、かつ、移行のよいもの。</p> <p>体質強健で、活気があり、歩様確実なもの。</p> <p>皮膚は柔らかくなめらかで、弾力に富み、色のよいもの。</p>
頭部・頸	10	<p>頭は羊毛のかぶりがよく、額の広いもの。</p> <p>顔は輪郭鮮明で、長すぎないもの。</p> <p>鼻梁はまっすぐで、広く、頬は豊かで、顎張りがよく、口は大きくて、締りのよいもの。</p> <p>眼はいきいきとし、耳は大きすぎず、付着のよいもの。</p> <p>頸は長すぎず、ひだの少ないもの。</p>
前 軀	10	<p>肩は広く、付着よく、肩後の充実したもの。</p> <p>胸は広く、深く、胸前の充実しているもの。</p>
中 軀	15	<p>背腰は長く、広く、水平なもの。</p> <p>肋はよく張り、腹は豊かでゆるくなく、臓の充実したもの。</p>
後 軀	20	<p>尻は長く、広く、傾斜のゆるいもの。</p> <p>腿は厚く、下腿まで充実したもの。</p>
乳 器	5	<p>乳房は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳頭は大きすぎず、位置が正しいもの。</p>
肢 蹄	10	<p>四肢は長すぎず、肢間が広く、まっすぐに立ち、繋ぎは弾力に富み、蹄は緻密なもの。</p>
羊 毛	10	<p>羊毛は体全体をおおい、品種特有の繊度と長さを備え、部位による差が少なく、均等に密生し、白く、光沢よく、弾力があり、適度の毛脂を有するもの。</p> <p>クリンプは均斉鮮明なもの。</p>
計	100	
◎失格事項		◎減点事項
1 有 角 (不動性の目立つ角)		1 角 痕 (動性の角を含む)
2 羊毛部位の異色斑紋		2 羊毛部位の異色刺毛
3 羊毛部位の著しい異色刺毛		3 顔、耳、四肢の異色毛
4 著しい異色毛		4 毛長の不足
5 著しいケンプ及びヘアー		5 羊毛繊度の逸脱
6 羊毛繊度の著しい不均一		6 不良羊毛
7 奇 形		
<p>注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要のある事項であり、当該事項の記載された部位の標点から減点しない事項をいうものとする。</p>		

(5) テクセル種の審査標準

部 位	評点	説 明
一般的特徴	20	無角。顔は箱型で白い短毛におおわれているもの。 鼻孔、鼻鏡は黒く先の尖った耳をもつ。 体軀は地引くで幅広く、四肢は白い短毛で覆われ蹄は黒色であるもの。 体型概観は、各部よく発達し均衡の取れた四角で胴幅のある肉タイプであるもの。 体 重 雄 66~76kg 雌 50~65kg
頭部・頸	10	頭 無角、白色短毛で覆われた顔は幅広く、頭頂は平らで鼻孔と眉毛は黒いもの。毛は両耳の後ろから生えており、鼻鏡は黒く幅広いもの。
		口 顎は丈夫で形よく上下ともに幅広く、歯は強い噛み合わせをしているもの。
		耳 耳の大きさは中から大で、しっかりと頭部に付着し白色短毛で覆われているもの。黒色毛は許容範囲であるが、茶色毛は失格事項である。
		頸 中程度の長さで、前駆への付着がよく、雄は筋肉質で肩への移行がなめらかなもの。
前 駆	10	肩甲骨は脊椎より若干低めで背になめらかに移行して、歩行時に肩甲骨の動きが際立たない程度であるもの。胸は広く深く、胸底の幅がありしっかりしているもの。
中 軀	15	背は水平でよく開帳した肋とともに幅広く、長くて強いもの。腋と膝はよく充実し、下体は豊かで締りがよいもの。
後 軀	20	腰は強くて幅広く、筋肉がおおっているもの。尻は四角で深く筋肉は飛節まで太く伸び、外腿の張りがよいもの。股の切れ込みは浅く尻は尾根部へ水平に移行するもの。
乳 器	5	乳器は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳頭は大きすぎず、位置が正しいもの。
肢 蹄	10	太い四肢は中程度の長さで各部位との繋がりがよく、繋ぎは弾力に富み自由な歩様を示すもの。膝及び飛節の下は白色短毛でおおわれていて、蹄は黒色で緻密のもの。
羊 毛	10	無色の被毛は、頬及び両耳の後ろからは膝、飛節まで全体をおおい、品種特有の織度と長さを備え均等に密生している。 羊毛の太さ 46~50'S 毛 長 7.5~12.5cm 毛 量 2.5~4.0kg
計	100	
◎失格事項		◎減点事項
1 有 角	1 角 痕	
2 著しい異色毛	2 異色刺毛	
3 奇 形	3 不良羊毛	
注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要のある事項であり、当該事項の記載された部位の評点から減点しない事項をいうものとする。		

## (6) ポールドーセット種の審査標準

部 位	評点	説	明
一般的特徴	20	無角。顔は白い短毛に覆われ、皮膚はピンク色を呈するもの。 鼻孔、鼻鏡はピンク色、頭頂部は羊毛でおおわれているもの。 羊毛は細く蜜に生え、膝及び飛節の下は白い短毛でおおわれ羊毛は少ないもの。 蹄は青白色であるもの。 体 重 雄 80～93kg 雌 60～70kg	
頭部・頸	10	頭	無角、白色短毛で覆われた顔は幅広く、鼻孔は開き気味で唇と共にピンク色を呈し、無色の被毛が額から後ろをおおっているもの。
		眼	力強く、まぶたは無色で被毛におおわれているもの。
		口	顎は丈夫で形よく張り、歯の噛み合わせがよいもの。
		耳	中程度の大きさで白色短毛におおわれているもの。
		頸	中程度の長さで、肩への移行がよく前駆への付着がよいもの。
前 駆	10	肩はしっかりと幅広く付着よく、頸と中躯への移行がなめらかなもの。胸は広く深く、胸底の幅がありしっかりしているもの。	
中 躯	15	体幅広く、肋の張りがよく長くて強いもの。胴伸びがあり腋と膝は良く充実し、下体は豊かで締りがよいもの。	
後 躯	20	腰は幅広く深みがあって背からなめらかに移行よく尾根部へ水平に移行し尻の幅が広いもの。腿は幅広く深みがあって充実していて筋肉は飛節まで太く伸び、大腿部の肉付きがよいもの。	
乳 器	5	乳器は均等によく発達し、柔軟で弾力があり、乳頭は大きすぎず、位置が正しいもの。	
肢 蹄	10	太くて強い四肢は各部位との繋がりがよく、膝と飛節まで被毛でおおわれているもの。膝及び飛節の下は白色短毛でおおわれ、繋ぎは弾力に富み自由な歩様を示す。蹄は青白色で小型なもの。	
羊 毛	10	無色の羊毛は、額から膝、飛節まで全体を多い、品種特有の織度と長さを備え均等に密生しているもの。 羊毛の太さ 50～58 'S 毛 長 7.5～10.0cm 毛 量 2.0～3.0kg	
計	100		
◎失格事項		◎減点事項	
1 有 角		1 角 痕	
2 著しい異色毛		2 異色刺毛	
3 奇 形		3 不良羊毛	
注) 減点事項とは、審査に当たって総得点から独立して減点する必要のある事項であり、当該事項の記載された部位の評点から減点しない事項をいうものとする。			

#### 4. 様式

- 1) 別記様式第1号  
めん羊登録申込書 (第7条)
- 2) 別紙様式第2号  
めん羊種付・人工授精証明書 (第7条)
- 3) 別記様式第3号  
めん羊登録簿 (第9条)
- 4) 別記様式第4号  
予備登録証明書 (第10条)
- 5) 別記様式第5号  
血統登録証明書 (第10条)
- 6) 別記様式第6号  
種めん羊登録証明書 (第10条)
- 7) 別記様式第7号  
登録めん羊所有権移転証明申込書 (第11条)
- 8) 別記様式第8号  
登録証明書(耳標)再交付(書換)申込書 (第12条)
- 9) 別記様式第9号  
異動届 (第13条)
- 10) 別記様式第9号  
登録証明書更正(耳標)及び再交付申込書 (第15条)
- 11) 別記様式第10号  
登録に用いる符号及び耳標の表示法 (第18条)

## めん羊登録申込書

品 種	種	經由団体	
登録の種別	予備・血統・種めん羊	雄・雌	受付年月日 年 月 日
名 号			生年月日 年 月 日生
	住 所		氏 名
繁殖者コード			
繁殖者			
所有者コード			
所有者			
所有者コード			
(飼育者)	( )		

血 統	父 予・血・種 ----- 名号 ----- (交付番号) ----- 年 月 日生 -----	祖父 予・血・種 ----- (交付番号) ----- 祖母 予・血・種 ----- (交付番号) -----
	母 予・血・種 ----- 名号 ----- (交付番号) ----- 年 月 日生 -----	祖父 予・血・種 ----- (交付番号) ----- 祖母 予・血・種 ----- (交付番号) -----

上記のめん羊を貴会日本めん羊登録規程により、予備・血統・種めん羊登録を受けたいので料金を添えて申し込みます。

年 月 日

申込者氏名



公益社団法人 畜産技術協会長 殿

- 注： 1) 登録の種別、性別は、該当のものを○で囲んでください。  
 2) 種めん羊登録の申し込みには、血統登録証明書を添付してください。

# めん羊 種付 証明書

種付証明書				
経由団体		受付月日	年	月 日
品 種	種			
種雄めん羊名号				
種雄めん羊登録番号		第 号		
種 雌 め ん 羊	① 登録番号	第	号	名号
	② 登録番号	第	号	名号
	③ 登録番号	第	号	名号
	④ 登録番号	第	号	名号
	⑤ 登録番号	第	号	名号
	⑥ 登録番号	第	号	名号
	⑦ 登録番号	第	号	名号
	⑧ 登録番号	第	号	名号
	⑨ 登録番号	第	号	名号
	⑩ 登録番号	第	号	名号
所有者(飼育者)住所				
所有者(飼育者)氏名				
種付年月日 年 月 日				
<p>上記のとおり種付けしたことを証明する。</p> <p>なお、人工授精の場合には、精液証明を添付すること。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">種雄めん羊所有者(飼育者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="float: right;">Ⓔ</span></p> <p>コード番号</p>				
<p style="text-align: center;">人工授精師</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="float: right;">Ⓔ</span></p>				

めん羊登録簿(正)(副)

經由団体				受付年月日				
品種	種			交付番号				
登録の種別	予備・血統・種めん羊	雄・雌		登録番号				
名号				生年月日	年	月	日生	
住所				氏名				
コード番号								
繁殖者								
コード番号								
所有者	同上							
コード番号								
(飼育者)	( )			同上				
審査登録年月日	年	月	日	審査委員	コード番号	⑧		
					コード番号	⑧		
血統	父 予・血・種			祖父 予・血・種				
	名号			(交付番号				
	(交付番号			)				
	年 月 日生			)				
血統	母 予・血・種			祖父 予・血・種				
	名号			(交付番号				
	(交付番号			)				
	年 月 日生			)				
特徴	羊毛番手	'S		顔色	黒系・鼠系・灰系・褐色・白系			
	蹄色(右前)	黒・黒白・白黒・白・鼠		乳頭	(左)単・複 (右)単・複			
	その他							
体尺	体重	kg	体高	cm	体長	cm	胸深	cm
	部位	一般外貌	頭・頸	前軀	中軀	後軀		
審査成績	標点							
	付点率	%	%	%	%	%		
	得点							
	部位	乳器	肢蹄	羊毛	減点	総得点		
	標点							
	付点率	%	%	%				
	得点							

注) 1) 予備登録の場合は、体尺・審査成績の記入を省略してもよい。  
 2) 血統登録の場合は、体尺・審査成績の記入は要しない。



4) - 3 - 2

別記様式第3号(裏面)

子 め ん 羊 生 産 成 績	雌 の 部	産次	交配雄登録番号	分娩年月日	生産めん羊		
					性	登録番号	
		産					
		産					
		産					
		産					
	雄 の 部	生産年	生産めん羊の登録番号				
		年					
		年					
		年					
		年					
移 転 証 明	契印	移転年月日	所有者(飼育者)の住所氏名				
賞 歴	賞歴事項					認印	



# 予備登録証明書

品種 種性 父名 母名

證明番号 予第 号 父 祖母

生年月日 年 月 日 日生 祖母

名号 母 祖父

繁殖者 所有者 (飼育者)

審査委員

特徴	羊毛番号	S	顔色	蹄色(右前)
	乳頭		左:	その他

移転証明

年 月 日

所有者(飼育者)住所

認 印

年 月 日



公益社団法人畜産技術



# 血統登録証明書

品種 性  
 証明番号 父 祖父  
 生年月日 年 月 日生 年 月 日生  
 名号 母 名号 祖父  
 繁殖者  
 所有者 年 月 日生 祖母  
 (飼育者)

羊毛番手	'S	顔色	蹄色(右前)
乳頭	左:	右:	その他

審査委員

移転証明 年 月 日 所有者(飼育者)住所

認 印



公益社団法人 畜産技術

年 月 日



# 種めん羊登録証明書

品種 種 性 父 祖父  
 証明番号 種 号 年 月 日 年 月 日 年 月 日  
 生年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日  
 名号 号 号 号  
 繁殖者 父 祖父  
 所有者 母 名号 祖父  
 (飼育者) 平成 年 月 日生 祖母  
 審査委員 平成 年 月 日生 祖母

特 徴	羊毛番手	'S	顔色	蹄色(右前)	
	乳頭	左:		右:	
kg	体高	cm	体長	cm	胸深
体尺	体重	kg	後軀	後軀	減点
%	中軀	%	前軀	前軀	%
%	頭・頸	%	肢蹄	肢蹄	%
%	一般外貌	%	羊毛	羊毛	%
%	頭・頸	%	減点	減点	%
%	前軀	%	總得点	總得点	%

移転証明

年 月 日

所有者(飼育者)住所

認 印

年 月 日



公益社団法人 畜産技術協

## 登録めん羊所有権移転証明申込書

品 種	種	経由団体	
登録番号		受付年月日	年 月 日
交付番号		性	雄 ・ 雌
名 号		生年月日	年 月 日生
譲渡人又は 被相続人住所氏名			
所有権移転 年月日	年 月 日		
譲受人コード			
譲受人 住所氏名			
<p>上記の所有権移転証明を受けたいので、登録証明書に手数料を添えて 申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>譲受人 氏 名</p> <p>公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

注：この申込書は所有権移転のあった日から30日以内に提出してください。

## めん羊登録証明書(耳標)再交付(書換)申込書

品 種	種	経由団体	
登録番号		受付年月日	年 月 日
交付番号		性	雄 ・ 雌
名 号			年 月 日生
繁殖者 住所氏名			
所有者コード			
当初の所有者 住所氏名 (飼育者)			
亡失の場合 の 事 由			

上記のめん羊登録証明書(耳標)を亡失(汚損)しましたので、再発行(書換)して下さるよう手数料を添えて申し込みます。

年 月 日

現所有者(飼育者)  
氏 名

印

公益社団法人 畜産技術協会長 殿

## 登録めん羊異動届

品 種	種	經由団体	
登録番号	予・血・種	受付月日	年 月 日
交付番号		X	
生年月日	年 月 日 生	性	雄 ・ 雌
名 号			
登録年月日	年 月 日		
異 動	年月日	年 月 日	
	種 類	へい死 ・ と殺 ・ 殺処分 ・ その他	
	事 由		
<p>上記の登録めん羊は異動しましたので、登録証明書及び耳標を添てお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>現所有者(飼育者)</p> <p>住所</p> <p>氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p>コード番号</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

## めん羊登録証明書(耳標)更正及び再交付申込書

品 種	種	経由団体	
登録番号		受付月日	年 月 日生
交付番号		性	雄 ・ 雌
名 号			年 月 日生
登録年月日		年 月 日	
更正事項	誤		
	正		
<p>上記のめん羊登録証明書(耳標)の記載事項に誤りがありましたので、証明書(耳標)及び登録簿(登録申込書)の更正事項の更正並びに証明書の再交付を して下さるようお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>現所有者(飼育者)</p> <p>住所</p> <p>氏 名</p> <p>コード番号</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			



別記様式第11号

1. 登録に用いる符号

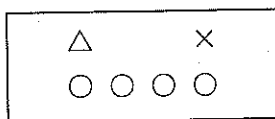
(ア) 登録符号

種 別	符 号
予 備 登 録	予
血 統 登 録	血
種めん羊登録	種

(イ) 品種符号

種 別	符 号
サフォーク種	SF
サウスダウン種	SD
ロムニーマーシュ種	RM
ボーダーレスター種	BL
日本コリデール種	CO
テクセル種	TX
チェビオット種	CB
ホワイトサフォーク種	WS
マンクス・ロフトン種	ML
フライスランド種	FL

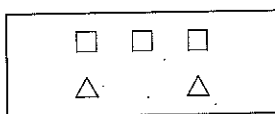
2. 耳標の表示 (オス型)



(注) Δは登録符号、×は性別、○は番号を示す。  
ただし、予備登録は雄雌の表示をしない。

(例) 予 備 登 録 予            4 7 0  
血 統 登 録 血 ♀        1 2 5 7  
種めん羊登録 種 ♂        1 2 3

3. 耳標の表示 (メス型)



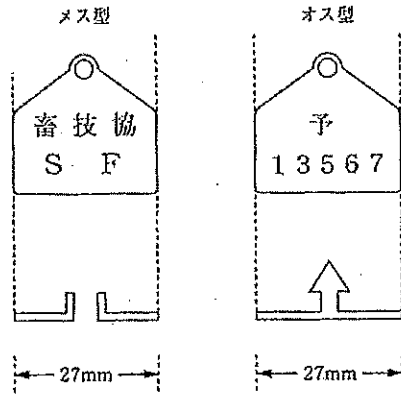
(注) □は協会名 (畜技協)、Δは品種を示す。

(例) 畜 技 協        S F

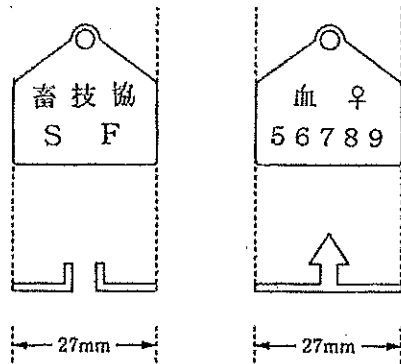
5. 耳標ひな形

1) 別記様式ひな形

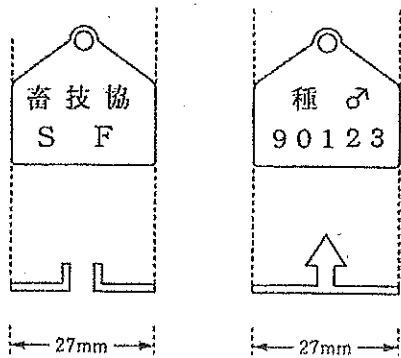
ひな形第1号 (黄色)  
(予備登録用)



ひな形第2号 (赤色)  
(血統登録用)



ひな形第3号 (橙色)  
(種めん羊登録用)



## 6. めん羊登録審査委員設置要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1 条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）は、めん羊の登録を行うため、この要領によりめん羊登録審査委員（以下「審査委員」という。）を置く。

第 2 条 審査委員は、都道府県以上を区域とする官公署又はめん羊関係団体で 5 年以上めん羊事業の技術的実務に従事したことのある者、若しくは飼育経験者で協会が開催する登録審査に係る研修を受けた者でなければならない。

ただし、会長が適当と認めた者はこの限りでない。

第 3 条 審査委員は、会長が登録業務委託団体の推薦により委嘱し又は適任者を選んで委嘱する。

登録業務委託団体が審査委員の推薦をするときは、その履歴書を添付しなければならない。

第 4 条 審査委員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱する。

- (1) 協会が登録業務遂行上適当でないとした場合
- (2) 審査委員本人から解任の要請があり協会がこれを認めた場合

第 5 条 審査委員は、会長及び登録業務委託団体の命を受けて日本めん羊登録規程及び別に定める執務心得に則りめん羊の審査を行うものとする。

付 則

1. この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

（経過規程）

2. この要領の適用前に社団法人日本綿羊協会及び公益社団法人畜産技術協会の肉用種綿羊登録審査委員規程により審査委員を任命された者は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

## 7. めん羊登録審査委員執務心得

平成15年10月1日 制定

平成26年3月24日 改定

第1条 社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）のめん羊登録審査委員（以下「審査委員」という。）は、日本めん羊登録規程及びこの執務心得に則り、厳正公平を旨として職務の遂行に当たる。

第2条 審査委員が協会から審査実施の通知を受けたときは、当該登録業務委託団体と連絡して審査の期日及び場所等を内定し、あらかじめ申込者に通知して、審査検定を行う。

第3条 審査委員は、その事由にかかわらず登録の申込者又は登録めん羊に利害のある者から贈与接待を受けてはならない。

第4条 審査委員は、審査に当たり、登録申込書及び種付けを証する書類を照合調査して、過誤があるものについては、申込者又は届出者に訂正の手続きをとらせ、これに証印する。

第5条 審査の結果は、そのめん羊の審査を行う2名以上の審査委員の合議によって決定する。

第6条 審査委員が予備登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

- (1) 「改良の基礎」とは、審査標準にいう失格事項のないもので欠点の少ないものをいう。
- (2) 「改良の材料」とは、審査標準にいう失格事項のないもので多少の欠点はあっても改良上特に優れた美点のあるものをいう。
- (3) 発育良好なものとは、生後6カ月程度で明け2歳に近い体重と体格になったものをいう。

第7条 審査委員が血統登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

- (1) 「純粋種として排除すべき著しい不良形質」とは、審査標準にいう失格事項をいう。
- (2) 「外国登録団体」とは、外国で当該品種の種めん羊の登録を行っている団体をいう。
- (3) 審査に当たっての血統の調査は、母子関係の確認、父母並びに祖父母の登録の種類及び耳標番号を精査する。
- (4) 双子又は三子の血統登録については、同時に、申し込み審査を受けた場合に限りこれを認める。

ただし、へい死その他の事故のため、同時に申し込み又は審査を受けることができないことを表わす証明があるときはこの限りでない。

第8条 審査委員が種めん羊登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

「父母の繁殖成績に異常を認めないもの」とは、繁殖率及びその子めん羊の形質に異状が認められないものをいう。

第9条 登録めん羊に耳標をつけるときは、審査委員自らが行う。

第10条 審査委員は審査を終了したときは、遅滞なくその成績を当該登録業務委託団体に報告する。

付 則

1. この要領は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

## 8. 種めん羊審査心得

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1 条 種めん羊の登録の審査は、日本めん羊登録規程に定める各品種の審査標準によって行う。

審査標準は、成熟した種めん羊に対して適用するものである。ただし、ほぼ成熟に近いと認められるものに対しては、これを適用しても差しつかえない。

第 2 条 各部位の付点は原則として次の基準によって行う。ただし、部位の機能を失っている場合は、それが唯 1 カ所するときでもそのめん羊は審査から除外する。

(F F) 特別に秀逸なもの	95%
(F ) 特に優秀なもの	90%
(F' ) 優秀なもの	85%
(A ) 優良なもの	80%
(A' ) 良好なもの	75%
(B ) 普通のもの	70%
(B' ) 少し欠点のめだつもの	65%
(C ) 相当欠点のめだつもの	60%
(C' ) 著しく欠点のめだつもの	55%

第 3 条 片辜丸及び上下顎のかみ合わせの著しく悪いもの（鮫口又はその逆）は、失格事項の「奇形」とする。

第 4 条 減点事項の減点は、次の基準によって総得点から減点し、その当該部位からは減点しないものとする。

甚だしいもの	2～3 点
中等程度のもの	1～2 点
軽いもの	1 点以下

第 5 条 未経産のもの乳器は、特に問題のない限り 95% の付点率とする。

ただし、副乳頭のもの、その数、大きさ、位置等を勘案して付点率を減少する。

第 6 条 各品種の羊毛の繊度及び毛長の標準は、次のとおりとする。

サフォーク種	52～58 番手	8 c m 前後
サウスダウン種	58～60 番手	6 c m 前後
ロムニマーシュ種	46～52 番手	20 c m 前後
日本コリデール種	54～56 番手	15 c m 前後
テクセル種	46～50 番手	7.5～12.5 c m 前後
ポールドーセット種	50～58 番手	7.5～10.0 c m 前後

第7条 羊毛の「色沢よく」又は「白く光沢よく」とは、品種固有の白さと光沢があるべきことを説明したものである。

付 則

1. この要領は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。
2. 登録品種に追加があったときは、必要事項を随時追記する。

## 9. めん羊体尺測定要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 制定

めん羊登録実施上、体各部の測定は審査のための補助手段とし、測定数値によってめん羊の大きさ、発育等の現状をつかみ今後の改良目標、審査標準作成又は改訂に役立つので、努めて厳格に測定する必要がある、体尺測定を行うときは下表によるものとする。

測定数値は、姿勢によって著しく誤差を生じやすいので、場所は平坦な地面等に自然の正姿勢をとらせたところを測定するよう努めなければならない。

なお、登録審査の場合は、体高、体長、胸深のほかは、測定を省略することができる（体重はなるべく測定することが望ましい）。

部 位	単 位	備 考
体 重	k g	秤衡器を使用する。
体 高	c m	き甲頂点より地面に達する垂直距離
十字部高	c m	十字部中点より地面に達する垂直距離
体 長	c m	肩端と坐骨端とを結ぶ直線距離
胸 深	c m	左右肩甲骨の後端を通る垂直面上の背線と胸底との垂直距離
胸 幅	c m	左右肩甲骨の後端を通る垂直面上の左右肋間最広部の水平距離
胸 前 幅	c m	左右肩端間の直線距離
腰 角 幅	c m	左右腰角外縁間の直線距離
臑 幅	c m	左右臑股関節最広部間の直線距離
尻 長	c m	腰角の前端と坐骨端とを結ぶ直線距離
管 囲	c m	前肢管最細部の周囲の長さ

### 付 則

1. この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

### 付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。



## 10. めん羊登録用耳標取扱要領

平成15年10月1日 制定

平成26年3月24日 改定

第1条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）が、日本めん羊登録規程に基づき、登録しためん羊に交付し装着する耳標（以下「登録用耳標」という。）の取扱いは、この要領の定めるところによる。

第2条 登録用耳標については、めん羊登録業務委託要領に基づき協会が認定した団体（以下「委託団体」という。）が、年度ごとに登録等の計画を立て、これに必要な数量を毎年2月末日までに別記様式羊-1により協会に申し込み、協会は便宜これを委託団体に先渡しすることができる。

第3条 登録用耳標の先渡しを受けた委託団体は、登録審査のつど登録審査委員をして当該めん羊にこれを装着させ、登録用耳標の受払いを明らかにして、別記様式羊-2により毎年2月末日現在を以って3月末までにその状況を協会に報告するものとする。

第4条 委託団体において、先渡しを受けた登録用耳標が年度途中で不足したときは、第2条の規定に準じて協会に追加の申し込みをすることができる。

この場合には、委託団体は第3条の規定に準じてその直前の月末現在における受払いの状況を協会に報告するものとする。

第5条 委託団体は、先渡しを受けた登録用耳標を紛失・毀損、又は、余剰・残余が生じたときには、別記様式羊-3により毎年2月末日現在を以って3月末日までにその状況を協会に報告するものとする。

第6条 登録用耳標の先渡しを受けていない委託団体には、登録用耳標交付のつど協会から委託団体に送付し、委託団体は登録審査委員をして当該めん羊にこれを装着させるものとする。

第7条 第3条及び第4条に定める登録用耳標の受払状況の報告を怠り又は不明な報告をした委託団体に対しては、協会は以後の先渡しをしないことがある。

第8条 協会は、協会及び委託団体が登録業務委託契約を解除したとき並びに第5条の定めにより受払状況報告を怠る等した委託団体には、残余の登録用耳標の返還を命じなければならない。

付 則

1. この要領は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

10) -1

別記様式 羊-1

平成 年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会 殿

平成 年度 めん羊登録用耳標先渡申込書

業務委託団体名

印

品 種	区 分	登録登記実施 計 画 頭 数	耳 標 先 渡 申 込 数 量	備 考
S F	血♂			
S F	血♀			
S F	予備			

10) - 2  
別記様式 羊-2

公益社団法人 畜産技術協会 殿

平成 年度 めん羊登録用耳標受払状況報告書  
(平成 年 月 日現在)

業務委託団体名

印

1. 受払等状況

品種	区分	25年度 残数量 A	26年度 受入数量 B	26年度 使用数量 C	差引 残数量 D=A+B-C	27年度 使用予定 E	27年度 必要数 E-D
SF	血♂						
SF	血♀						
SF	予備						

- 注1) 2月末日現在の状況について、3月末日までに報告してください。  
 2) Cの使用数と協会への登録申請数が異なる場合は、その登録番号と理由を付記してください。  
 3) 先渡し耳標を紛失、毀損した場合は「先渡し耳標紛失・毀損届」にて届出てください。  
 4) 先渡し耳標を返還しようとする場合には「先渡し耳標返還番号届」にて届出てください。

2. 残存耳標番号

耳標	残存耳標番号	残数計
血統登録♂		
血統登録♀		
予備登録		

- 注1) 受払等状況の表で「差引残数 (D)」とされた耳標の番号をご記入ください。  
 2) エクセル表などで、別紙として提出していただいても結構です。

10) - 3

別記様式 羊-3

平成 年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会 殿

業務委託団体名

印

## めん羊登録用耳標紛失・毀損届および返還届

### 記

1. 先渡し耳標について、下記のことを紛失・毀損しましたのでお届けいたします。

紛失・ 毀損耳標 番号	血統登録♂	血統登録♀	予備登録	

注) 紛失・毀損した耳標の番号を記入してください。

2. 先渡し耳標について、下記のことを返還しますので現物を添えてお届けいたします。

返還 耳標 番号	血統登録♂	血統登録♀	予備登録	

注) 返還する耳標の番号を記入してください。

## 11. 人工授精（凍結精液を含む）による産子の登録要領

平成17年9月28日 制定

平成26年3月24日 改定

### （登録できる精液の条件）

第1条 人工授精によって生産された産子を登録しようとする場合の精液（凍結精液を含む）生産羊は、次の条件を満たさなければならない。

- 1) 国内産精液にあつては、その種雄羊が日本めん羊登録規程（以下「登録規程」という。）に基づいた登録済みのものであること。
- 2) 外国産の精液にあつては、その種雄羊が当該国の登録団体において血統登録済みのもので、協会が認めたものであること。

### （雌羊＝母羊の資格）

第2条 雌羊（母羊）に人工授精を行つて得た産子を登録しようとするときは、その雌羊（母羊）は次の条件を満たさなければならない。

- 1) 国内産雌羊（母羊）は、登録規程に基づいた登録済みのものであること。
- 2) 外国産雌羊（母羊）は、当該国の登録団体において血統登録済みのもので、協会に認められて、登録規程に基づき登録を受けたものであること。

### （精液の証明）

第3条 人工授精に使用する精液の証明は次のようにして行うものとする。

- 1) 国内産精液にあつては、その種雄羊の登録番号及び交付番号を記入しためん羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）で証明する。
- 2) 外国産精液にあつては、その種雄羊の当該国登録団体の血統登録証明書のコピーをめん羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）に添付するものとする。

### （人工授精証明書の作成）

第4条 人工授精によって種付けをしようとする場合は、めん羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）を作成しなければならない。

### （登録申請の方法）

第5条 登録の申請は次により行うものとする。

- 1) 登録申請に当たっては、めん羊登録申込書（別記様式第1号）に所要事項を記入の上、めん羊種付・人工授精証明書を添付して登録業務委託団体に申請する。
- 2) 前項申込書の血統欄の父欄には当該精液採取種雄羊の血統を記入する。

注：めん羊登録申込書（別記様式第1号）及びめん羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）は、（社）畜産技術協会の日本めん羊登録規程記載のものをいう。

付 則

1. この要領は、平成17年9月28日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあつた日（平成26年3月24日）から施行する。

## 12. 受精卵移植による子めん羊の登録上の取扱要領

平成15年10月1日 制定

平成26年3月24日 改定

受精卵移植により生産された子めん羊の登録上の取り扱いは、日本めん羊登録規程（以下「登録規程」という。）に定めるもののほか、次のように実施することとする。

第1条 受精卵移植により生産された子めん羊の血統登録（以下「登録」という。）は、次に掲げる条件を具えたものについて行うことができるものとする。

- (1) 受精卵を採取するめん羊（以下「供卵羊」という。）は、登録規程により登録されたものであること。
- (2) 移植受精卵は、供卵羊と同一品種の登録された種雄めん羊により種付け（人工授精を含む。以下同じ。）されたものであること。  
この場合供卵羊は、同一発情期に2頭以上の種雄めん羊をもって種付けしてはならない。
- (3) 受精卵を移植されるめん羊（以下「受卵羊」という。）は、登録証明書、耳標、入墨等によって個体が確認されたものであること。
- (4) 受卵羊は、受精卵移植と同一発情期及びその前後の発情期に種付けをしないものであること。

第2条 受精卵の採取移植を行った者（以下「実施機関」という。）は、受胎後直ちに別記様式の受精卵移植報告書を協会に提出するものとする。

実施機関は、上記報告書の写を種付証明書（又は人工授精証明書、以下同じ。）とともに受卵羊の飼育者（又は所有者、以下同じ。）に交付するものとする。

第3条 受卵羊の飼育者が当該めん羊を分娩前に移動するときは、受精卵移植報告書写を種付証明書とともに譲受人に譲渡するものとする。

第4条 受精卵移植により生産された子めん羊の登録の申込者は、受卵羊の飼育者とする。受卵羊の飼育者が登録の申し込みをするときは、種付証明書に受精卵移植報告書の写を添付するものとする。

第5条 受精卵移植により生産されためん羊の登録証明書（登録規程による各登録証明書を含む。）には、次のとおり記載するものとする。

- (1) 「繁殖者」欄に供卵羊の飼育者名を記載する。
- (2) 「飼育者」欄に受卵羊の飼育者名を記載する。
- (3) 「登録番号」欄の右側に「受精卵移植産子」と記載する。
- (4) 「血統」欄の母方には供卵羊の登録番号、交付番号、生年月日を記載し、「特徴」欄の「その他」欄に受卵羊の登録番号又は耳標、入墨等の記号を記載する。

付 則

1. この要領は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

受精卵移植報告書

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会長 殿

所在地

〔 受精卵移植 〕 氏 名  
〔 実施機関 〕 (又は機関名)  
電 話

印

1. 交配種雄用	品 種 登録番号 生年月日 年 月 日 飼 育 者 住所氏名
2. 供 卵 羊 (受精卵を採取した羊)	品 種 登録番号 生年月日 年 月 日 飼 育 者 住所氏名
3. 交配年月日	年 月 日
4. 受 卵 羊 (受精卵を移植した羊)	品 種 登録番号 (又は耳標・入墨) 飼 育 者 住所氏名
5. 受精卵採取移植年月日	年 月 日
6. 受精卵採取移植者	住 所 職・氏名

### 13. めん羊登録業務委託要領

平成15年10月1日 制定

平成26年3月24日 改定

第1条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）が行うめん羊登録等事業は、この要領により、協会が認定する団体に、日本めん羊登録規程（以下「登録規程という。）に基づく業務の一部を委託して行う。

第2条 前条の業務を委託する団体（以下「委託団体」という。）は、登録業務実施上必要な都道府県に各1団体とする。

第3条 委託団体は、協会の会員である団体を認定する。  
ただし、協会が適当と認めた場合はこの限りでない。

第4条 委託団体の認定を受けようとする団体は、定款及び業務上の規約等を添え、協会に申し込むものとする。

第5条 協会が前条の申し込みを受けたときは、実情を調査し、必要に応じ当該都道府県の畜産所管課の意向を徴してその可否を決定し、申込団体に通知する。

第6条 協会が委託団体として認定したときは、協会と委託団体との間に、別記様式によるめん羊登録業務委託契約を締結する。

第7条 協会が委託団体に委託する業務は、次のとおりとする。

- 1) めん羊の登録業務のうち
  - (1) 予備登録に関する必要な業務
  - (2) 血統登録に関する必要な業務
  - (3) 種めん羊登録に関する必要な業務
- 2) めん羊登録知識の普及向上に関する必要な業務
- 3) その他めん羊の登録及び改良増殖事業遂行上必要な業務

第8条 委託団体は、登録規程に定めるめん羊登録簿（副）を備えるものとする。

第9条 協会は、委託団体に対し、登録規程に定める登録料及び手数料の2分の1の委託手数料を支払う。

第10条 協会は、委託団体の登録業務遂行の状況及びこれに付随する会計の内容について監査を行うことができる。

第11条 協会は、委託団体が次の各号の一に該当するときは、委託団体としての認定を取



り消し、第6条の契約を解除する。

- 1) 委託団体が解散した場合
- 2) 協会が登録業務遂行上適当でないと認めた場合
- 3) 委託団体から認定取り消しの要請があり協会がこれを認めた場合

付 則

1. この規程は、平成15年10月1日から適用する。  
(経過規定)
2. この規程適用前に社団法人日本緬羊協会が緬羊登録業務委託規程により委託団体に認定した団体は、この規程によりなされたものとみなす。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。  
(経過規定)
2. この要領適用前に公益社団法人畜産技術協会が緬羊登録業務委託規程により委託団体に認定した団体は、この要領によりなされたものとみなす。

別 紙

14. めん羊登録業務委託契約書

公益社団法人畜産技術協会長                      を甲とし、                      を乙として、甲が乙に委託して行うめん羊登録業務に関し、甲のめん羊登録業務委託要領（以下「委託要領」という。）に定める事項のほか、次のとおり契約する。

第1条 甲は委託規程第7条に定める業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 乙が前条の委託業務を遂行するにあたっては、甲の日本めん羊登録規程（以下「登録規程」という。）並びにこれにかかる要領、要項等に定める諸条項に従って忠実にこれを行うものとする。

第3条 乙は、登録規程に定める登録料及び手数料を当該申込者から徴収し、甲に納付するものとする。

第4条 乙は、委託要領第8条に定める書類のほか、これに付随する必要な書類を整備しておかなければならない

第5条 この契約に記載されていない事項については、甲乙協議のうえ、その都度決定する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所有するものとする。

年 月 日

甲（所在地）  
（団体名）  
（代表者名）

印

乙（所在地）  
（団体名）  
（代表者名）

印